

4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準(国省令)

利用定員に関する基準		従う・参酌
最低数との関係	特定教育・保育施設 認定こども園・保育園:20人以上 幼稚園:最低利用定員設定なし	従う
	特定地域型保育事業 家庭的保育事業:1人以上5人以下 小規模保育事業A型B型:6人以上19人以下 小規模保育事業C型:6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業:1人	従う
児童の年齢との関係	1号:3歳～5歳の枠で定員設定 2号:3歳～5歳の枠で定員設定 3号:0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定	従う
運営に関する基準		
1. 利用開始に伴う基準		
(1) 提供する教育・保育、地域型保育の内容及び手続きの説明、同意、契約 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める。 説明項目:運営規定の概要、苦情処理体制、連携施設(地域型保育のみ)、事故発生時の対応などの施設・事業の選択を左右する事項 説明方法:文書交付(保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可)+丁寧な説明	従う	
(2) 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・正当な理由: ①定員に空きがない ②定員を上回る利用申込み(選考が必要) ③その他特別な事情 ※③については、特別な支援が必要な子の状況と施設の受け入れ体制・能力の関係、利用者負担の滞納の関係、通園区域の設定等の関係などについて慎重に整理し、運用上の取扱いについては国から通知されることになる。 ・適切な教育・保育提供困難であって、正当な理由に該当する場合の措置(他施設等への連絡、市町村によるあっせん要請等)を求める。 ・市町村、他の施設・事業者が行う連絡調整等に関し、できる限りの協力を求める。	従う	
(3) 定員を上回る場合の選考 1号認定(教育標準時間認定): 抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。 2号・3号認定(保育認定): 市町村による利用調整(当分の間) ※ 施設の入受入れ体制が整っている場合、特別な支援が必要な子の優先選考可	従う	
(4) 支給認定資格の確認、支給認定の申請に係る援助	参酌	
2. 教育・保育の提供に伴う基準		
(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 教育・保育施設:各基準に基づき、子どもの心身状況を踏まえた適切教育・保育の提供義務 幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼保連携型以外の認定こども園:幼稚園教育要領と保育所保育指針 (特定教育・保育を提供するときは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる) 幼稚園:幼稚園教育要領 保育所:保育所保育指針 地域型保育事業:保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえた適切な保育の提供義務	従う・参酌	
(2) 子どもの適切な処遇 (利用児童の平等取扱い、虐待等の禁止、懲戒等に係る権限の濫用防止)	従う	
(3) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・連携施設設定(保育内容に関する支援、卒園後の受け皿)、連携内容の明確化 ・協定書等の締結及び連携内容の明示(特に、保育内容の支援としての給食の外部搬入・嘱託医師、卒業後の受け皿としての優先利用枠)	従う	
(4) 上乗せ徴収等 ①質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価 ②日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ③特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ④食事の提供に要する費用(3号の食事に要する費用を除き、2号の主食に限る) ⑤通う際に提供される便宜に要する費用 ・支払を受けたとき、領収書の交付 ・書面による説明、文書による同意(①のみ)	従う	
(5) 特別利用保育・特別利用教育の提供 ・利用定員の範囲内	従う	
(6) 利用者に関する市町村への通知 ・保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知義務	参酌	

3. 管理・運営等に関する基準		従う・参酌
(1) 運営規定の策定を求める ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育、特定地域型保育の内容 ③職員の種類、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育、特定地域型保育を提供する日・時間、提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由、額) ⑥利用定員 ⑦特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用開始・終了に関する事業及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項		参酌
(2) 秘密保持・個人情報管理 職務上知りえた秘密の保持 職員(退職者含む)への秘密保持のための必要な措置 関係機関(小学校等)情報提供が必要な場合の保護者への事前周知・説明、同意		従う
(3) 非常災害対策、衛生管理等		
(4) 事故発生(再発)の防止、発生時の対応 事故発生(再発)の防止:事故発生防止のための指針整備、従業員への改善策の周知体制の整備、事故発生防止のための委員会、研修の定期的な開催 事故発生時の対応:保護者・市へ速やかな報告、事故の記録、速やかな損害賠償の実施		従う
(5) 評価(自己評価とそれに基づく改善、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価等の受審の努力義務)		参酌
(6) 苦情処理(苦情処理受付窓口の設置等、市の指導監査等に対する協力、改善等)		参酌
(7) 会計区分(教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理、財務諸表の公表)		参酌
(8) 記録の整備(5年間保存)		参酌
4. 撤退時のルール		
確認の辞退、定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)		
一般原則		
・適切な環境を等しく確保 ・意思及び人格を尊重して教育・保育を提供 ・地域及び家庭との結び付きを重視し、関係者と密接な連携に努める ・人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備と研修の実施に努める		参酌
小学校等との連携		参酌
教育・保育の提供の記録		参酌
利用者負担額等の受領		
・市が定める額の支払 ・法定代理受領を受けないとき ①施設型給付費の公定価格 ②特別利用保育の場合、特別利用保育の公定価格 ③特別利用教育の場合、特別利用教育の公定価格 ・支払を受けたとき、領収書の交付		従う
施設型給付費の額に係る通知等		
・施設型給付費の額を保護者に通知 ・法定代理受領を行わない場合は、特定教育・保育提供証明書(保護者に交付) 証明書の内容:提供した特定教育・保育の内容、費用の額、その他必要事項		参酌
相談及び援助		参酌
緊急時等の対応		参酌
勤務体制の確保		
(第3項) 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保		参酌
(第4項)・第3項の研修に次の2つの事項を追加【市の指定介護老人福祉施設(設備運営基準条例の独自基準)】 (1) 子ども子育て支援に関する知識及び関係機関との連携に関する事項 (2) 利用児童の人権の擁護、虐待の防止に関する事項		
定員の遵守		参酌
掲示(運営規定の概要、勤務体制、利用者負担)		参酌
情報の提供等		参酌
利益供与等の禁止		参酌
地域との連携等		参酌